

# 中小企業成長加速化補助金（2次公募）

## よくあるご質問

令和8年1月19日

中小企業成長加速化補助金事務局

※ 詳細は100億企業成長ポータル（<https://growth-100-oku.smrj.go.jp>）に掲載している公募要領をご覧ください。

**Q1. 3次公募の予定はありますか。**

A1. 2次公募の終了後に3次公募を行う予定です。採択数や予算の配分は、執行状況に応じて検討します。

**Q2. 1次公募に応募申請したのですが、2次公募への応募申請は可能でしょうか。（※新規追加）**

A2. 1次公募で交付決定を受けていない場合、2次以降の公募に申請することは可能です。ただし、1次公募及び2次公募で採択され、交付決定を受けた事業者については、次回以降の公募でさらに採択を受けることはできません。共同申請の事業者も同様の扱いになります。（ただしリース会社を除きます）なお、同じ公募期間内において、同一の事業者が応募申請できるのは1件までです。同一の事業者には、「みなし同一法人」も含まれます。共同申請の事業者も同様の扱いになります。

**Q3. 補助事業の内容に制限はありますか。**

A3. 補助対象とする事業の内容が、農作物の生産自体に関するものなど1次産業を主たる事業としている場合は対象外となります。ただし、1次産業を営む事業者であっても、補助対象とする事業の内容が2次・3次産業に関する事業である場合は対象となり得ます。その他、例えば、公序良俗に反する事業や法令に違反する（恐れがあるものを含む）事業などについては、補助対象外となります。

**Q4. 採択される前に着手している事業でも、補助対象になりますか。**

A4. 交付決定より前に契約（発注含む）を行った経費については、補助対象外となります。そのため、採択された後であっても、交付決定前までに契約（発注含む）している経費については、補助対象外となりますのでご注意ください。

**Q5. 設備投資に当たって、リースを活用することは可能でしょうか。**

A5. 機械装置やソフトウェアに限り、リースやレンタルについて、交付決定後に契約したことが確認できるもので、事業期間中に要する経費については対象とすることが可能です。契約期間が事業実施期間を超える場合、按分等により算出された事業実施期間分の経費が対象となります。

**Q6. 補助金の概算払いは可能ですか。**

A6. 原則、補助金は精算払い（補助事業終了後に確定検査を経て支払い）としますが、補助事業終了前でも、個別の支出状況に応じて概算払いをすることは可能です。ただし、応募申請若しくは交付申請段階において、概算払いを前提とした投資計画を立てることは認められません。

**Q7. 審査はどのように行われるのでしょうか。**

A7. 申請のあった事業計画に基づく1次審査を行い、通過した場合は、2次審査としてプレゼンテーション審査を行います。具体的には、1次審査では、形式要件の適格性の確認及び計画の効果・実現可能性等について定量面の書面審査を行います。2次審査では、経営者によるプレゼンテーションに基づき、外部有識者（利害関係者を除く）との質疑応答を通じて、計画の効果・実現可能性等について定性面も含めた審査を行います。

**Q8. 当社の売上高は例年12～13億円程度ですが、世界情勢による市況の急変や取引先が災害に巻き込まれたことなどにより一時的に9億円に下落しました。この場合、「売上高10億円以上」との関係はどのようになりますか。**

A8. 直近決算期の売上高、又は直近3期分の売上高の平均値で判断させていただきます。  
※決算期間が12か月未満の場合、直近決算期および直近3期分の対象に含めません。直近3期分に期間が12か月未満の決算期を含む場合、詳細を事務局までお問い合わせください。

**Q9. 当社は5年前に一度売上高120億を記録しましたが、その後は70億円程度です。この場合、上限の「売上高100億円未満」との関係はどのようになりますか。**

A9. 直近決算期の売上高、又は直近3期分の売上高の平均値で判断させていただきます。  
※決算期間が12か月未満の場合、直近決算期および直近3期分の対象に含めません。直近3期分に期間が12か月未満の決算期を含む場合、詳細を事務局までお問い合わせください。

**Q10. 売上高成長率や売上高投資比率、賃上げなどで要求される水準はどの程度でしょうか。**

A10. 審査を通じて、政策目的に沿った優れた提案を採択させていただきます。従って、相対的な評価となります。後日、採択結果における平均的な水準等をお示しさせていただきますが、参考として1次公募の採択結果をご参照ください。

※URLリンク：[https://growth-100-oku.smrj.go.jp/documents/info/info251006/1st\\_add\\_index.pdf](https://growth-100-oku.smrj.go.jp/documents/info/info251006/1st_add_index.pdf)

**Q11. 採択後、交付決定までの間に、改めて発注先への相見積の取得が必要でしょうか。**

A11. 応募の段階で、あらかじめ複数者から相見積を取得いただくことで、採択後、仕様等に特段の変更がなく、交付申請時点において見積書の期限が有効である場合には、改めて相見積を取得していただく必要はありません。これにより円滑に交付申請を実施していただくことが可能となります。

**Q12. 各地域で案件が採択されるよう配慮はされますか。（※回答更新）**

A12. 地域に波及力ある成長企業を創出していく観点から経済指標等を踏まえた配慮を行います。なお、大規模な災害（いわゆる本激）であって、被害が大きく、多重災害や立地条件等に起因し発災後一定期間を経過してもなお被害が残る地域の事業については特別に配慮措置を講じます。

**Q13. 足下の売上高が70億円程度であるなど既に100億円に近い企業が有利なのでしょうか（売上高20億円程度の場合は不利なのでしょうか）。**

A13. 審査で特に重視されるのは、足下の売上高の多寡に関わらず、補助事業期間を含む今後5年程度の期間において、自社の成長余力、変化余力を最大限伸張した場合の売上高成長率や賃上げなどの各目標が設定され、これを具体化するための論理的かつ実現可能な事業戦略が構築されているかという点となります。従って、足下の売上高について、例えば20億円と70億円の企業がある場合、既に100億円に近い70億円の方が有利ということにはなりません。

**Q14. 「パートナーシップ構築宣言」を取得していることや、「地域未来牽引企業」であることが必須なのでしょうか。**

A14. 波及効果は、様々な観点から総合的な評価を行います。その中で、例えば、「パートナーシップ構築宣言」については、下請取引先等に対して適切な取引姿勢で対応しているか、「地域未来牽引企業」については、地域資源の積極的な活用などを通じ地域の経済成長を力強く牽引する事業であるか、といった点を評価するにあたっての一つの参考材料（加点要素）となります。したがって、必須とはなりません。それ以外にも審査基準の「波及効果」にお示しする様々な観点から、総合的な評価をさせていただきます。

**Q15. 当社は売上拡大のため海外事業に注力していますが、海外事業への補助は可能でしょうか。**

A15. 海外拠点に対して補助を行うことはできません。

**Q16. コンソーシアムを組んで申請をすることはできますか。その場合、売上高や賃上げの考え方はどのようになりますか。**

A16. 「100億宣言」を実施いただく企業間でコンソーシアムを形成していただくことも可能です。この場合、コンソーシアムに参加する全ての法人の売上高成長率や賃上げ等が審査における評価や要件の対象となります。（図参照）

**Q17. 100億宣言を実施している企業グループ全体としてコンソーシアムを組んで申請はできますか。**

A17. 「100億宣言」を実施いただく企業グループの全体として、コンソーシアムを形成していただくことも可能です。この場合、コンソーシアムに参加する全ての法人の賃上げや売上高成長率等が要件や審査における評価の対象となります。（図参照）

**Q18. 100億宣言を実施している企業グループのうちの一部でコンソーシアムを形成して申請することはできますか。**

A18. 原則としては「100億宣言」を実施いただく企業グループ全体としての申請となりますが、特段の事情がある場合には、当該企業グループの一部でコンソーシアムを形成していただくことも可能です。その場合、100億宣言のグループ全体と、補助金のコンソーシアムの資本関係等を示した資料をご提出いただき、連携・構成の意義、目的、相乗効果など審査をさせていただく形となります。この場合、コンソーシアムに参加する全ての法人の賃上げや売上高成長率等が要件や審査における評価の対象となります。（図参照）

**Q19. 企業グループのうち、補助事業実施会社とホールディング会社は一体不可分であり、共同申請をすることはできますか。**

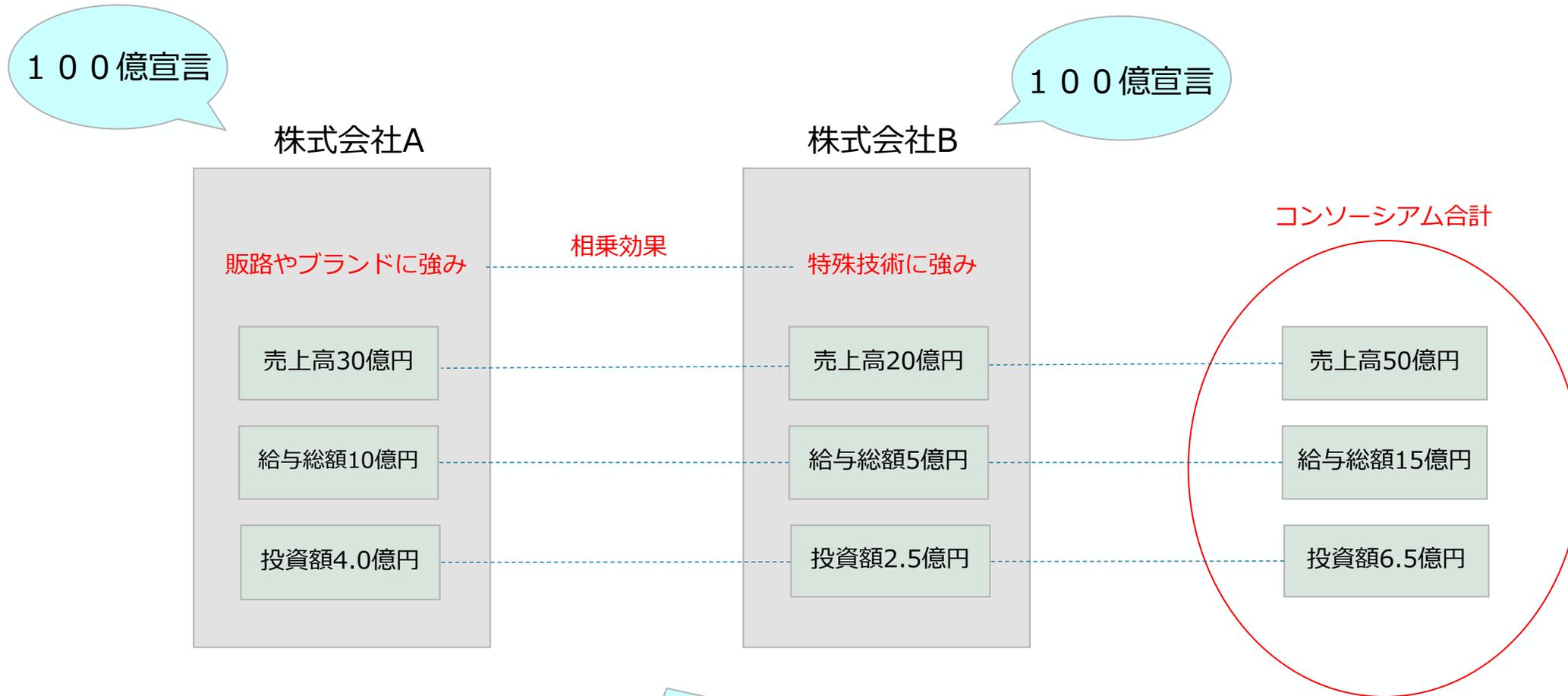
A19. 上述（A18.）のとおり、「100億宣言」を実施いただく企業グループの全体または一部としてコンソーシアムを形成していただくことも可能です。この場合、補助事業実施会社及びホールディング企業の賃上げや売上高成長率等が評価の対象となります。（図参照）

**Q20. 100億宣言を実施している企業グループのうちの一部でコンソーシアムを組んで申請する場合、売上高成長率や付加価値増加率、売上高投資比率、賃上げ等の計算は、企業グループ全体か、コンソーシアムの部分のみとなりますか。**

A20. 補助金審査においては、補助金申請のコンソーシアムにおける売上高成長率、付加価値増加率、売上高投資比率、賃上げ等の合計値を評価することとなり、100億宣言を実施する企業グループ全体としての数値は審査の対象とはなりません。なお、100億宣言を実施する企業グループ全体としての売上高成長率等を参考として記載することを妨げるものではありません。（図参照）

# Q16：100億宣言を実施した企業間でコンソーシアムを形成する場合。

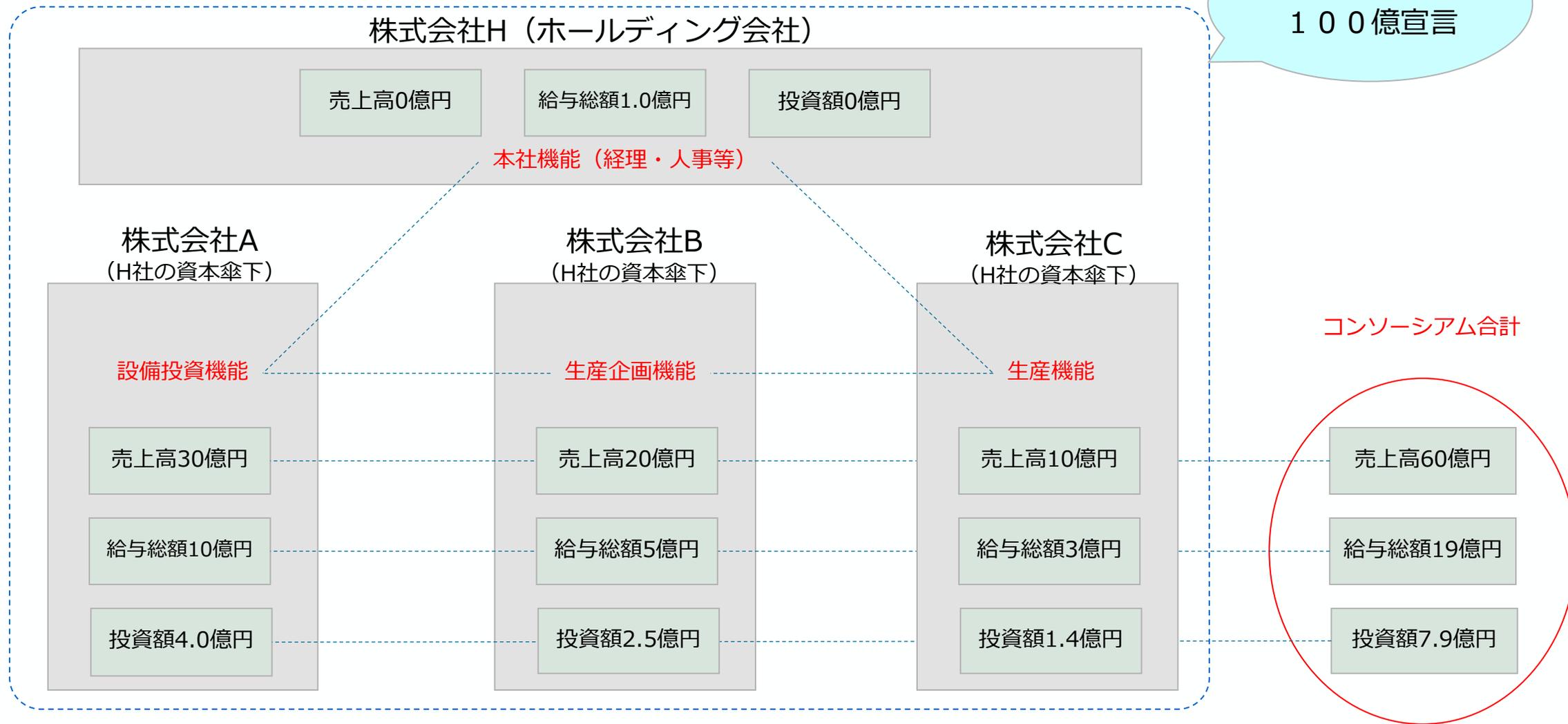
(例) 販路やブランドに強みがある企業が、特殊技術に強みを持つ企業と連携する場合



コンソーシアムに参加する全ての法人の売上高成長率や賃上げ等が審査における評価や要件の対象となります。

# Q17：100億宣言を実施している企業グループ全体としてコンソーシアムを形成する場合。

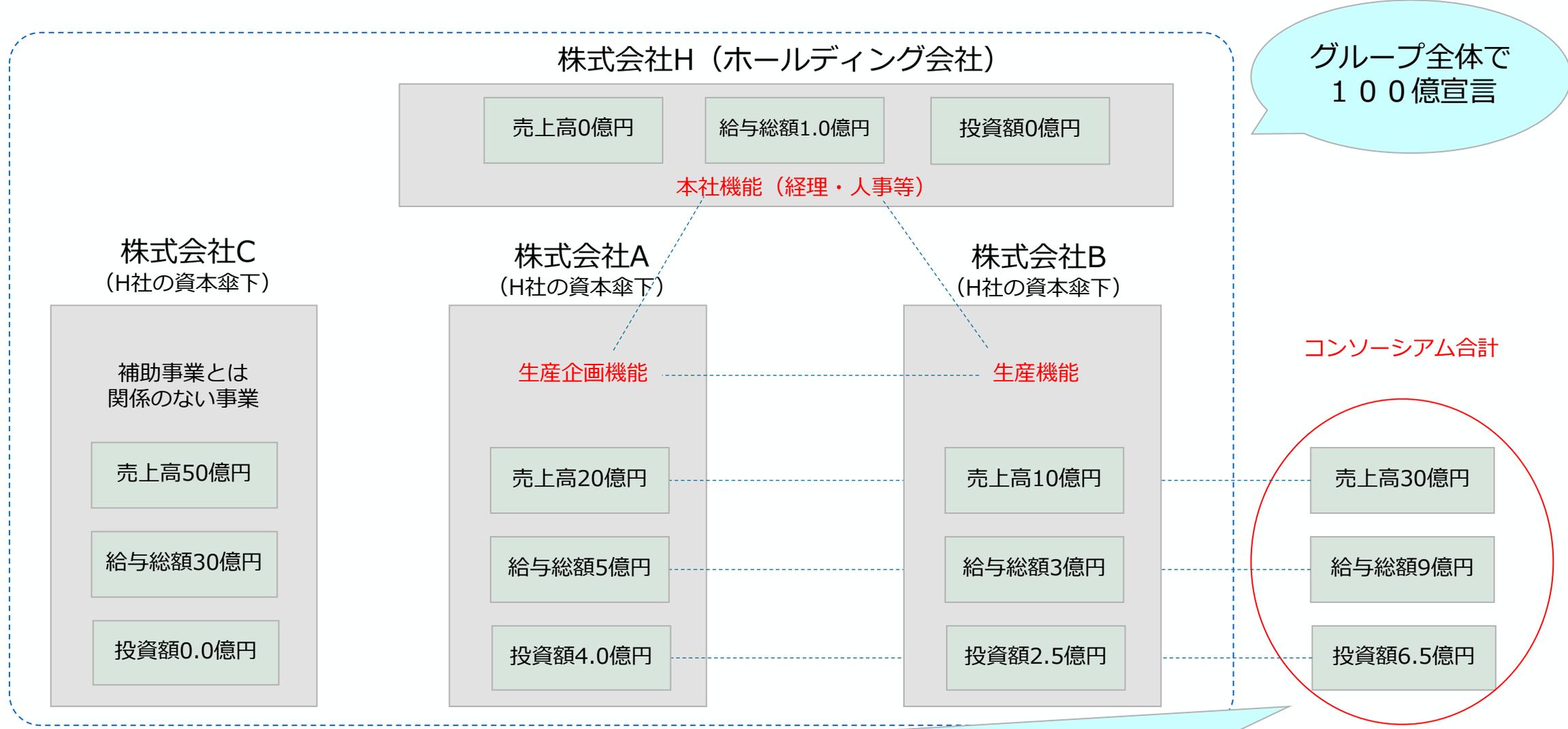
(例) ホールディング会社の下、設備投資機能、生産企画機能、生産機能等がそれぞれ別会社に分散している場合（製造機能を子会社に委譲している場合等）



補助金申請のコンソーシアムに参加する全ての法人の売上高成長率や賃上げ等が審査における評価や要件の対象となります。

**Q18,19,20：100億宣言を実施している企業グループのうちの一部でコンソーシアムを形成する場合。**

(例) 企業グループ（4社）として経営多角化を進めているが、今回の成長投資に係る事業を実施するのは、このうち本社機能を有するホールディング会社と、生産機能を有する事業会社及びその関連会社の3社（C社以外のH社,A社,B社）となる場合。



- ・ 100億宣言を実施するグループと、補助金のコンソーシアムを形成する範囲が異なる場合には、100億宣言のグループ全体と、このうち本補助金のコンソーシアムの資本関係等を示した資料をご提出いただき、連携・構成の意義、目的、相乗効果など審査をさせていただく形となります。
- ・ この場合、コンソーシアムに参加する全ての法人の賃上げや売上高成長率等が要件や審査における評価の対象となります。（100億宣言を実施する企業グループ全体としての売上高成長率等の数値は補助金審査の対象とはなりません。）

(定義、対象等)

**Q21. 100億宣言と中小企業成長加速化補助金では、「中小企業者」の定義が異なりますが、違いはありますか。**

A21. いずれの場合でも「会社」である場合には対象となり、製造業、サービス業、卸売業、旅館業といった業種に基づき、資本金や従業員数により判定されることとなります。また、個人事業主や事業協同組合である場合などには法律により違いが生じますので、事務局にご相談ください。

**Q22. 中小企業者の定義について、「資本金の額又は出資の総額」と「常時使用する従業員の数」の両方を満たす必要がありますか。**

A22. 「資本金の額又は出資の総額」又は「常時使用する従業員の数」のいずれかの条件を満たしている場合、中小企業者に該当します。

**Q23. 複数の事業に取り組んでいる場合、中小企業者の定義における「業種」はどのように判定すれば良いでしょうか。**

A23. 直近決算期における売上高構成比率の最も高い事業が属する「事業」でご判断ください。

**Q24. 当社は、製造業で、資本金1億円・常時使用する従業員数3,000人ですが、補助対象者の「中小企業者」の要件に該当しますか。**

A24. 本事業では、中小企業等経営強化法上における「中小企業者」を補助対象者としておりますので、対象となります。

**Q25. スタートアップ企業や上場企業も対象でしょうか。**

A25. スタートアップや上場・非上場を問わず「売上高100億円を目指す中小企業(売上高が10億円以上100億円未満)」であることや賃上げ等の要件を満たす場合は対象となります。

**Q26. 国が行う他の補助金との併用は可能でしょうか。(※回答更新)**

A26. 国(独立行政法人等を含む)が支出する過去又は現在の他の制度(補助金、委託費、公的医療保険・介護保険からの診療報酬・介護報酬、固定価格買取制度等)と同一又は類似内容の事業に対して、重複して補助金を受けることはできません。

なお、中堅等大規模成長投資補助金(100億宣言枠等)と同時に応募いただくことは可能ですが、採択(交付)はいずれか1つとなります。中堅等大規模成長投資補助金は別事務局にて運営を行いますので、準備が整い次第情報提供させていただきます。

(定義、対象等)

**Q27. 異なる事業を行う場合であれば、国が行う他の補助金との併用は可能でしょうか。**

A 27. テーマや事業内容から判断し、重複を含む事業となっていない場合には可能です。具体的には、当該事業に係る資産・費用が区分されていること（固定資産台帳上で異なる資産科目として計上されているなど補助対象経費として重複していないこと）が必要となりますが、テーマや事業内容についても、例えば、製品及びサービスの内容、製品の製造方法又は製造過程・サービスの提供方法、製品及びサービスを販売する市場又は顧客の種類、製品及びサービスの販売方法等を総合的に勘案し、異なるもの（重複を含む事業、及び同一又は類似した内容の事業とはなっていないこと）となっている必要があります。必要に応じて顧問税理士等にご相談頂くことをお勧めします。

**Q28. 補助事業での収益は国庫への納付(収益納付)が必要でしょうか。**

A 28. 賃上げや成長投資の加速化という政策目的を踏まえ、本補助金は収益納付の対象外となります。

**Q29. 医療法人や社会福祉法人は対象でしょうか。**

A 29. 医療法人や社会福祉法人は、補助金の中小企業者の定義に該当しないため対象外となります。

(従業員・賃上げ関係)

**Q30. 中小企業者の定義における「常時使用する従業員の数」の範囲を教えてください。パート・アルバイトは含まれますか。**

A 30. 従業員の定義については、常時使用する従業員(労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」)が対象です。すなわち、正社員、パート・アルバイト等を含む雇用されている従業員が対象となります。

**Q31. 出向者や派遣社員は「常時使用する従業員の数」に含まれますか。**

A 31. 上記A30のとおり、正社員、パート・アルバイト等を含む雇用されている従業員が対象となり、賃金の支払いが生じない出向者（出向元が賃金を払っている場合）、派遣社員は基本的には含まれません。

**Q32. 「給与支給総額」又は「1人当たり給与支給総額」において対象となる経費を教えてください。（※新規追加）**

A 32. 「給与支給総額」、「1人当たり給与支給総額」のいずれにおいても給与所得として課税対象となる経費が対象となります。具体的には給料、賞与、各種手当（残業手当、休日出勤手当、職務手当、地域手当、家族手当、住宅手当等）です。福利厚生費、賞与引当金、通勤費など課税所得にならない経費は含められません。なお、「給与支給総額」、「1人当たり給与支給総額」のいずれの場合であっても役員への報酬・賞与等を含めることはできません。

**Q33. 「1人当たり給与支給総額」の従業員数を計算する際、パート・アルバイトの取扱いはどのようになりますか。（※回答更新）**

A 33. 1日の所定労働時間が正社員・正職員より短い者、または、1日の所定労働時間が正社員・正職員と同じで年間の所定労働日数が正社員・正職員より少ない者については、年間の所定労働時間を合計し、それを正社員・正職員1人の年間の所定労働時間で割ることで、就業時間換算の従業員数を算出します。ここで対象となる従業員の定義など、詳細は様式2に記載のある「記入要領」のシートを御確認ください。（表参照）

**Q34. 基準年度や最終年度で途中入・退社、育児休暇、定年などの事由が発生した場合の計算方法はどのようになりますか。**

A 34. 途中入社・退社、育児休暇、定年などの事由に関わらず、基準年度や最終年度時点での給与、従業員数の数値を基準に計算していただく形となります。

**Q35. 複数の都道府県で補助事業を実施する場合、賃上げ要件における「最低賃金の年平均上昇率」の基準率はどのようになりますか。（※回答更新）**

A 35. 2次公募では、都道府県別ではなく全国における直近5年間（2020年度を基準とし、2021年～2025年度の5年間を指す）の「最低賃金の年平均上昇率」とするため、基準率は4.5%となります。

# Q33：従業員数（就業時間換算）、従業員の1人当たり給与支給総額の考え方

- 「従業員数（就業時間換算）」は、算定対象となる各事業年度において、在籍した期間に応じて人数換算する。  
算定対象となる従業員が事業年度の全期間に在籍していない場合、在籍期間を12か月で割ることで人数を算出する（小数点第三位を切り捨て）。
- 「パートタイム従業員」は、年間の所定労働時間を正社員・正職員の年間所定労働時間で割ることで、従業員数（就業時間換算）を算出する。
- 「従業員の1人当たり給与支給総額」は、給与支給総額<sup>※1</sup>を上記にて算出した従業員数（正社員・正職員とパートタイム従業員の合計）で割ることで算出する。

## ■ 計算例

### 正社員・正職員

Aさん：基準年度から4年従事、給与支給総額600万円/年、50万円ずつUP  
 Bさん：基準年度から2年半従事後退職、給与支給総額600万円/年、30万円ずつUP  
 Cさん：基準年度+2年度中に入社(9か月在籍)、給与支給総額800万円/年、30万円ずつUP

		基準年度	基準年度+1	基準年度+2	最終年度
給与支給総額	Aさん	600万円	650万円	700万円	750万円
	Bさん	600万円	630万円	330万円	-
	Cさん	-	-	600万円	830万円
	計①	1200万円	1280万円	1630万円	1580万円
従業員数 (就業時間換算) <small>※在籍月数/12か月</small>	Aさん	1人	1人	1人	1人
	Bさん	1人	1人	0.5人 (6か月/12か月)	0人 (退職)
	Cさん	0人	0人	0.75人 (9か月/12か月)	1人
	計②	2人	2人	2.25人	2人

### パートタイム従業員

1日の所定労働時間が正社員・正職員より短い者  
 または1日の所定労働時間が正社員・正職員と同じで  
 年間の所定労働日数が正社員・正職員より少ない者

Dさん：年間所定労働時間1,040時間、基準年度から4年従事、給与支給総額280万円/年、10万円ずつUP  
 Eさん：年間所定労働時間520時間、基準年度から2年半従事し退職(退職年度の所定労働時間は260時間)、  
 給与支給総額140万円/年、5万円ずつUP

		基準年度	基準年度+1	基準年度+2	最終年度
給与支給総額	Dさん	280万円	290万円	300万円	310万円
	Eさん	140万円	145万円	75万円	-
	計③	420万円	435万円	375万円	310万円
従業員数 (就業時間換算) <small>※対象年度の年間所定労働時間/ 正社員の年間所定労働時間 ※在籍月数/12か月</small>	Dさん	0.5人 (1,040時間/2,080時間)	0.5人 (1,040時間/2,080時間)	0.5人 (1,040時間/2,080時間)	0.5人 (1,040時間/2,080時間)
	Eさん	0.25人 (520時間/2,080時間)	0.25人 (520時間/2,080時間)	0.12人 (260時間/2,080時間)	0人 (退職)
	計④	0.75人	0.75人	0.62人	0.5人

※本例では正社員の年間所定労働時間を2,080時間とする

※1 「給与支給総額」は給与所得として課税対象となる経費が対象  
 給料、賞与、各種手当（残業手当、休日出勤手当、職務手当、地域手当、家族手当、住宅手当）等。  
 福利厚生費、賞与引当金、通勤費など課税所得にならない経費は含めない。

### 全従業員合計

		基準年度	基準年度+1	基準年度+2	最終年度
給与支給総額 ⑤	①+③	1620万円	1715万円	2005万円	1890万円
従業員数（就業時間換算） ⑥	②+④	2.75人	2.75人	2.87人	2.5人
従業員の1人当たり給与支給総額	⑤/⑥	589万円	624万円	698万円	756万円

**Q36. 賃上げ対象の従業員は補助事業実施の部門・部署単位となりますか。**

A36. 賃上げ対象の従業員は全従業員になります。なお、コンソーシアムの場合は、コンソーシアム構成企業の全従業員になります。

**Q37. 賃上げ要件について、補助事業の終了後3年間は、毎事業年度、申請時に掲げた目標以上の賃上げ率を満たしていなければ、補助金を返還しなければならないのでしょうか。（※回答更新）**

A37. 補助金の返還対象の有無は、補助事業の終了後3年間の「従業員の1人当たり給与支給総額」の基準率（4.5%）を満たした上で、補助事業の終了後3年間の「給与支給総額の伸び率（年平均上昇率）」又は「従業員の1人当たり給与支給総額の伸び率（年平均上昇率）」が、申請時に掲げた目標以上であるかどうかで確認します。

年平均上昇率で確認するため、例えば、賃上げ状況を確認する1・2事業年度目は目標以上の伸び率となっていなくても、補助事業の終了後3事業年度目（確認対象となる最終事業年度）の「給与支給総額の伸び率（年平均上昇率）」又は「従業員の1人当たり給与支給総額の伸び率（年平均上昇率）」と基準年度（補助事業の終了日を含む事業年度）を比較した年平均上昇率が目標以上となっていた場合は返還の対象になりません。

なお「給与支給総額の伸び率（年平均上昇率）」を目標に掲げた場合は、3事業年度目（最終事業年度）と基準年度を比較した「従業員の1人当たり給与支給総額の伸び率（年平均上昇率）」も基準率（4.5%）を上回る必要があります。

**Q38. 賃上げ要件に関する基準のうち、補助事業が完了した日を含む事業年度（基準年度）の「給与支給総額」又は「従業員の1人当たり給与支給総額」が応募申請時点の直近の事業年度の「給与支給総額」又は「従業員の1人当たり給与支給総額」を下回った場合はどのようになりますか。（※新規追加）**

A38. 基準年度の「従業員の1人当たり給与支給総額」が、応募申請時点の直近の事業年度の「従業員の1人当たり給与支給総額」を下回っている場合、補助金の返還を求めます。なお「給与支給総額の伸び率（年平均上昇率）」を目標に掲げる場合は、上記の「従業員の1人当たり給与支給総額」に加えて、基準年度の「給与支給総額」が応募申請時点の直近の事業年度の「給与支給総額」を下回っている場合も、補助金の返還を求めます。

(従業員・賃上げ関係)

**Q39. 賃上げ要件に関する基準(補助金の返還有無)はどのようになりますか。また、賃上げ要件未達の場合はどのようになりますか。(※回答更新)**

A 39. 補助金の返還対象の有無は、「従業員の1人当たり給与支給総額」の基準率(4.5%)を満たした上で、補助事業の終了後3年間の「給与支給総額の伸び率(年平均上昇率)」又は「従業員の1人当たり給与支給総額の伸び率(年平均上昇率)」が、申請時に掲げた目標以上であるかどうかで確認します。年平均上昇率の目標を達成できなかった(賃上げ要件未達)場合、未達成率に応じて補助金の返還を求めます。

なお「給与支給総額の伸び率(年平均上昇率)」を目標に掲げた場合は、補助事業の終了後3年間の「従業員の1人当たり給与支給総額の伸び率(年平均上昇率)」も基準率(4.5%)を上回る必要があり、下回った場合は未達成率に応じて補助金の返還を求めます。

**■未達成率の計算方法**

・未達成率 = (100% - 達成率)

※未達成率の計算においては達成率の上限は100%とする

**「従業員の1人当たり給与支給総額の伸び率(年平均上昇率)」を目標に掲げた場合**

・未達成率… $100\% - (\text{実績の「従業員の1人当たり給与支給総額」年平均上昇率} / \text{目標の「従業員の1人当たり給与支給総額」年平均上昇率})$

**「給与支給総額の伸び率(年平均上昇率)」を目標に掲げた場合**

・未達成率… ①と②の大きい方を採用します。

① $100\% - (\text{実績の「給与支給総額」年平均上昇率} / \text{目標の「給与支給総額」年平均上昇率})$

② $100\% - (\text{実績の「従業員の1人当たり給与支給総額」年平均上昇率} / \text{「従業員の1人当たり給与支給総額」の基準率(4.5\%)})$

(図参照)

「従業員の1人当たり給与支給総額の伸び率(年平均上昇率)」を目標に掲げた場合：P.15参照

「給与支給総額の伸び率(年平均上昇率)」を目標に掲げた場合：P.16参照

# Q39：「従業員の1人当たり給与支給総額」の伸び率を目標に掲げた申請者が、賃上げ要件によって補助金返還となるケース

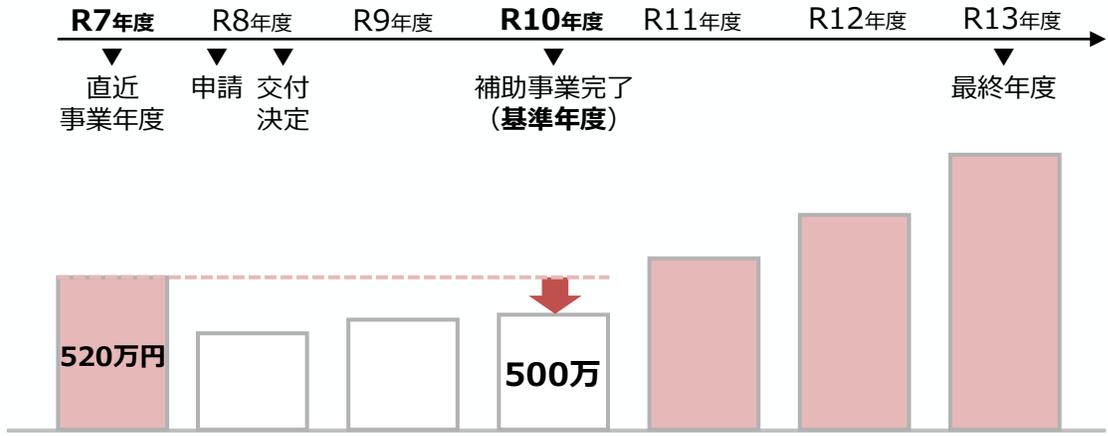
「従業員の1人当たり給与支給総額」の伸び率が基準に達しない場合、補助金返還となる。以下のパターン全てが該当。

- ① 基準年度の「従業員の1人当たり給与支給総額」が、応募申請時点の直近事業年度の「従業員の1人当たり給与支給総額」を下回った場合（全額返還）
- ② 基準年度の「従業員の1人当たり給与支給総額」と比較した最終年度の「従業員の1人当たり給与支給総額」の年平均上昇率の目標を達成できなかった場合（未達成率に応じて返還）
- ③ 交付決定までに目標を従業員等に表明しなかった場合（全額返還）

## 応募申請時点の直近事業年度と基準年度との比較（金額）

①：基準年度の「従業員の1人当たり給与支給総額」が応募申請時点の直近事業年度を下回る例

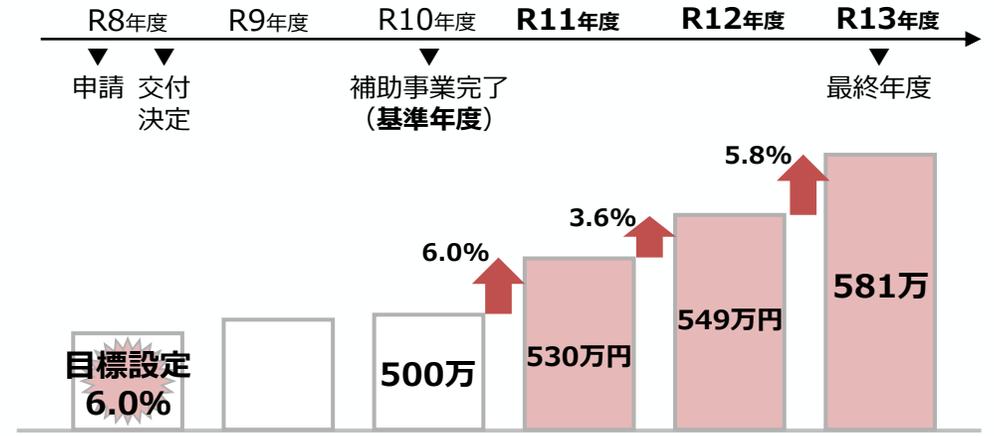
従業員の1人当たり給与支給総額



応募申請時点の直近事業年度：520万円 > 基準年度：500万円  
**基準年度の額が応募申請時点の直近事業年度の額を下回る場合、補助金全額の返還となる**

## 基準年度と最終年度との比較（年平均上昇率）

②：基準年度と最終年度を比較した「従業員の1人当たり給与支給総額」の年平均上昇率が、申請時に設定した目標を下回る例



実績の年平均上昇率： $\{(581万円/500万円)^{(1/3)}\} - 1 \approx 5.1\%$   
 目標の年平均上昇率：6.0%（基準率4.5%以上で目標設定）  
 達成率：5.1%(実績)÷6.0%(目標) = 85%  
 未達成率：100% - 85% = 15%  
**未達成率（上記例では15%）に応じた補助金額の返還となる**

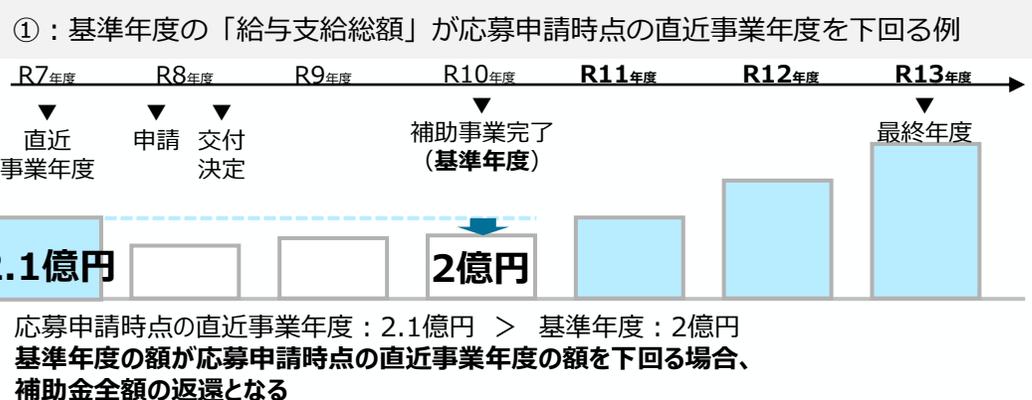
基準年度・・・補助事業が完了した日を含む事業年度  
 最終年度・・・基準年度の3事業年度後  
 基準率・・・全国における直近5年間（2020年度を基準とした21年度～25年度の5年間）の最低賃金の年平均上昇率4.5%

# Q39：「給与支給総額」の伸び率を目標に掲げた申請者が、賃上げ要件によって補助金返還となるケース

目標に掲げた「給与支給総額」に加えて、「従業員の1人当たり給与支給総額」の伸び率が基準率に達しない場合も補助金返還となる。以下のパターン全てが該当。

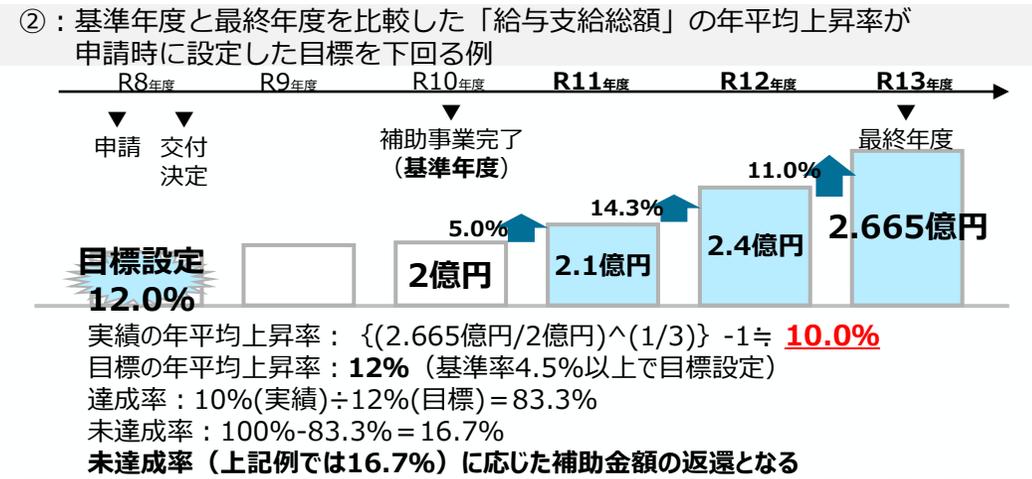
- ① 基準年度の「給与支給総額」が、応募申請時点の直近事業年度の「給与支給総額」を下回った場合（全額返還）
- ② 基準年度の「給与支給総額」と比較した最終年度の「給与支給総額」の年平均上昇率の目標を達成できなかった場合（未達成率に応じて返還）
- ③ 基準年度の「従業員の1人当たり給与支給総額」が、応募申請時点の直近事業年度の「従業員の1人当たり給与支給総額」を下回った場合（全額返還）
- ④ 基準年度の「従業員の1人当たり給与支給総額」と比較した最終年度の「従業員の1人当たり給与支給総額」の年平均上昇率が基準率4.5%を下回った場合（未達成率に応じて返還）
- ⑤ 交付決定までに目標を従業員等に表明しなかった場合（全額返還）

## 応募申請時点の直近事業年度と基準年度との比較（金額）

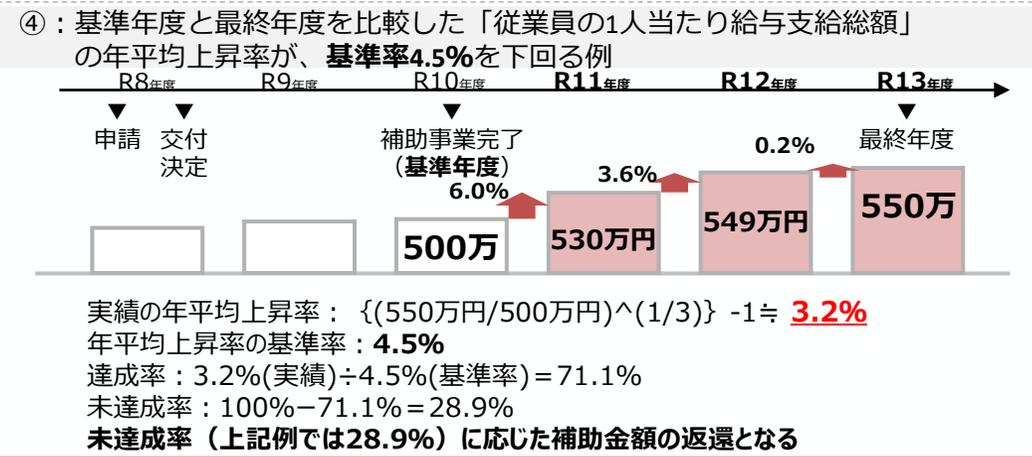
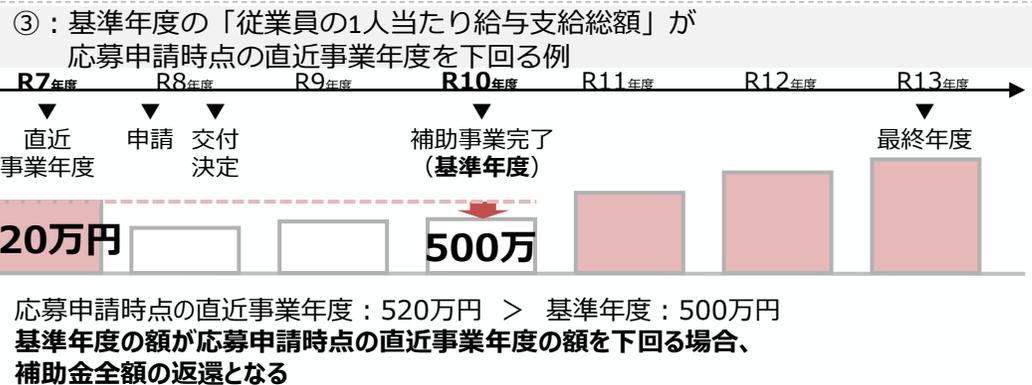


給与支給総額

## 基準年度と最終年度との比較（年平均上昇率）



従業員1人当たり給与支給総額



②と④がどちらも未達の場合、未達成率の大きな方（例では④28.9%）に応じて返還

基準年度…補助事業が完了した日を含む事業年度  
 最終年度…基準年度の3事業年度後  
 基準率…全国における直近5年間（2020年度を基準とした21年度～25年度の5年間）の最低賃金の年平均上昇率4.5%

(建物等)

**Q40. 建物を建設する場合、土地造成費用や設計費も対象でしょうか。**

A 40. 建物（減価償却資産）として計上可能な場合、対象となります。

**Q41. 建物の立替えは対象でしょうか。また、対象となる場合、既存建物の解体費も対象でしょうか。**

A 41. 新しい建物の建物費は対象となります。なお、減価償却資産に組み入れることができない撤去・解体費用は対象とはなりません。

**Q42. 中古建物の購入は対象でしょうか。その場合の相見積書は必要でしょうか。**

A 42. 中古物件の購入も対象となります。なお、中古建物の取得時には、交付申請時に、見積書に加えて業者選定理由書の提出が必要となります。

**Q43. 既存建物の天井・床・壁の改修・補修資金は対象でしょうか。**

A 43. 補助事業のために使用される建築の増築、改築に該当する場合には対象となります。

**Q44. 交付決定前に、建築確認申請の手続をすることは「事前着手」に該当しますか。**

A 44. 建築確認申請を行う行為自体は「事前着手」には該当しません。

**Q45. 補助事業で建物を建設する場合、補助金申請前に建築用地の契約や取得をすることは可能でしょうか。**

A 45. 建築用地は対象外であるため、補助金申請前に建築用地の契約や取得を行って問題ありません。なお、建物等の補助対象経費については、交付決定を受けた日付以降に発生かつ契約（発注）を行った費用が対象となるため、土地造成費用が建物費に含まれる場合などにはご注意ください。

**Q46. 建物を建設する場合、設計者と施工業者が同一の「設計施工」による見積りは可能でしょうか。**

A 46. 設計施工でも可能です。ただし、見積取得の際には、原則 2 者以上の同一条件による相見積が必要となりますのでご注意ください。

**Q47. 補助金申請の段階で、設計施工の見積書は必要でしょうか。**

A 47. 申請書の記載事項に見積書の情報を盛り込んで頂くことが必要となります（応募の際に見積書自体を提出いただく必要はありません）。なお、採択後交付申請に当たっては、見積書の提出が必要となりますが、応募申請時に見積書を取得している場合であって、仕様等に特段の変更がなく、交付申請時点において見積書の期限が有効である場合には、改めて見積書を発行していただく必要はありません。

(機械設備等)

**Q48. 建物・機械装置に対する、改良・修繕、据付け等に要する経費は対象でしょうか。**

A 48. 専ら補助事業のために使用される機械装置、工具・器具の購入、製作、借用に要する経費や、それと一体で行う、改良・修繕、据付け等に要する経費は機械装置費として対象となり得ます。また、建物と切り離すことのできない「建物附属設備」については、建物費となります。

**Q49. 既存所有の機械装置に対する耐久性や性能を向上させるための改良費は対象でしょうか。**

A 49. 既存所有の機械装置に関する改良・修繕・据付け・運搬等の経費は対象外となりますのでご注意ください。なお、補助事業のために使用される機械装置の購入等と一体で行う改良・修繕・据付け・運搬等は対象となります。

**Q50. 建物を借地に建てる場合は対象でしょうか。**

A 50. 借地の上に補助対象となる建物を建設することは可能です。ただし、借地契約等の理由により事業継続が困難となり、仮に建物を取り壊す等の必要が生じた場合には、「取得財産の処分制限」に該当し、残存年数相当分の補助金の国庫納付が必要となります。なお、一般的に建物にかかる処分制限期間は長期にわたります(最長50年間)。そのため、当該借地の上で十分な事業期間等が確保されることを確認できる書類の提出が必要となる場合があります。

**Q51. 機械設備等で海外メーカーから購入することは可能でしょうか。また、海外メーカー宛に直接支払う代金も対象でしょうか。**

A 51. 海外メーカーから購入することも可能です。なお、見積書、請求書等が全て外貨建てである場合、交付申請時及び実績報告書の経費明細表に金額を記載する場合は円貨建てでご記載ください。使用する交換レートは、交付申請時に見積書発行時の日付とし、実績報告書提出時は支払日として、公表仲値（電信仲値相場=TTM）を用いてください。

**Q52. 車両は補助対象外となっていますが、例えば宿泊業におけるトレーラーハウスや、建設業におけるクレーンは補助対象でしょうか。**

A 52. トレーラーハウス等については基礎で固定され随時かつ任意に移動できないなど建物費としての要件を具備する場合、クレーン等については耐用年数等を踏まえて機械装置費としての要件を具備する場合には補助対象となります。法人税法上の取扱いをご参考にしてください。

**Q53. 新たに事業を始めるための試験的な研究開発として設備投資を行いたいと考えています。このような費用は補助対象になりますか。（※新規追加）**

A 53. 研究開発に係る費用は補助対象外となります。また、研究開発に必要な設備投資も補助対象外となる可能性がございます。詳細は事務局までお問い合わせください。

(ソフトウェア等)

**Q54. システム・ソフトウェアの導入のみは対象でしょうか。**

A 54. システム・ソフトウェアだけの導入であっても投資額1億円(税抜き)等の補助要件を満たしていれば、対象となります。

**Q55. 自社利用のソフトウェアを制作する場合は対象でしょうか。**

A 55. 専ら補助事業の目的で用いる自社利用（販売・譲渡目的以外）のソフトウェアが対象となります。情報システム等の外部への開発委託、外部からの購入費用等経費等が補助対象となりますが、ソフトウェアを自社制作する場合の人件費等は対象外となりますのでご注意ください。必要に応じて顧問税理士等にご相談頂くことをお勧めします。

**Q56. ソフトウェアのサブスクリプションは補助対象になりますか。5年契約で、5年一括で総額1億円以上となった場合も対象でしょうか。**

A 56. ソフトウェアのサブスクリプションも対象となります。なお、補助事業期間（交付決定日から24か月以内）において、補助対象経費のうち投資額が1億円以上（税抜き）である必要があります。例えば、5年契約の場合は、補助事業期間で按分していただいた投資額が対象経費となります。

**Q57. 補助事業で建設した建物や導入した設備を貸与させることは可能でしょうか。**

A 57. 特定の第三者に長期間貸与させるような事業は対象外となります。ただし、親会社の子会社に賃貸した工場等で生産委託を行う場合などは親会社および子会社が共同申請者となることで事業実施が可能となります。

**Q58. 販売を目的とした原材料や商品の仕入れやレジ袋などの消耗品は補助対象となりますか。**

A 58. 販売を目的とした原材料、製品、商品の仕入れや、汎用性があり、目的外使用になり得るものは対象外となります。

(リース等)

**Q59. オペレーティングリースは対象でしょうか。**

A 59. オペレーティングリースについては、補助事業期間中に要する経費に対して補助金を交付することが可能です。なお契約期間が補助事業期間を超える場合の補助対象経費は、按分等の方式により算出された当該補助事業期間分が対象となります。（次頁参照）

**Q60. ファイナンスリースは対象でしょうか。**

A 60. ファイナンスリースについては、以下の条件を満たす場合、リース会社を対象に補助金を交付することが可能です。（次頁参照）

①設置事業者とリース会社が共同申請を行うこと

- ✓固定資産の取得は、リース会社が行い、リース会社に対して補助金が支払われます。よって、補助事業としてリース物件を取得する場合はリース会社と共同申請をすることが必要です。なお、リース会社は100億宣言の必要はありません。
- ✓その際、リース料の支払いをリース期間に関わらず大きく前倒し（リース期間に関わらず12か月払いとする等）することは、リースによる共同申請を導入した趣旨に反しますので、認められません。

②リース契約期間が、導入設備の減価償却期間以上であること

- ✓補助事業により取得する資産については、法に基づき財産処分に制限が課されます。ただし減価償却期間が過ぎた場合はこの限りではありません。

③リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できること

- ✓補助事業により取得する資産をリースする場合、リース会社と補助事業者のリース契約において、補助金相当分を減額いただく必要があります。

④セール&リースバック取引や転リース取引に該当しないこと

**Q61. ファイナンスリースにおいて、所有権移転リース、所有権移転外リースはそれぞれ対象でしょうか。**

A 61. 所有権移転、所有権移転外にかかわらず、上記（A60）の条件を満たす場合、リース会社を対象に補助金を交付することが可能です。（次頁参照）

**Q62. 割賦契約はリースに含まれますか。**

A 62. 割賦契約はリースに含まれません。

## Q61. リース契約の取扱いについて

A 61. ファイナンスリース・オペレーティングリースともに、記載の補助対象要件を満たす場合は補助対象経費となり得ます。

リース区分	補助対象要件
<p data-bbox="295 406 359 821" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">* ファイナンスリース</p> <p data-bbox="529 275 843 318"><b>所有権移転リース</b></p> <p data-bbox="377 337 991 554">(1)リース物件の所有権が借手に移転するリース取引 (2)価額に比して著しく有利な価額で買い取る権利が借手に与えられ、その行使が確実に予想されるリース取引 (3)借手の用途に合わせて特別の仕様により製作または建設され、貸手が第三者に再びリースまたは売却することが困難なリース取引</p> <p data-bbox="512 746 861 789"><b>所有権移転外リース</b></p> <p data-bbox="410 808 968 868">上記所有権移転リースの(1)~(3)のいずれも該当しないリース取引</p>	<p data-bbox="1024 237 2175 318">以下条件を満たす場合、リース会社を対象に補助金を交付することが可能です（公募要領P.8）</p> <ul data-bbox="1024 368 2252 986" style="list-style-type: none"><li data-bbox="1024 368 2252 582">• <b>設置事業者とリース会社が共同申請を行うこと</b> 固定資産の取得は、リース会社が行い、リース会社に対して補助金が支払われます。よって、補助事業としてリース物件を取得する場合はリース会社と共同申請をすることが必要です。なお、リース会社は100億宣言の必要はありません。 リース料の支払いをリース期間に関わらず大きく前倒し（リース期間に関わらず12か月払いとする等）することは、リースによる共同申請を導入した趣旨に反しますので、認められません。</li><li data-bbox="1024 632 2252 739">• <b>リース契約期間が、導入設備の減価償却期間以上であること</b> 補助事業により取得する資産については、法に基づき財産処分に制限が課されます。ただし減価償却期間が過ぎた場合はこの限りではありません。</li><li data-bbox="1024 789 2252 896">• <b>リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できること</b> 補助事業により取得する資産をリースする場合、リース会社と補助事業者のリース契約において、補助金相当分を減額いただく必要があります。</li><li data-bbox="1024 946 1888 986">• <b>セール&amp;リースバック取引や転リース取引に該当しないこと</b></li></ul>
<p data-bbox="473 1103 823 1146"><b>オペレーティングリース</b></p> <p data-bbox="417 1165 879 1196">上記ファイナンスリース取引以外のリース取引</p>	<ul data-bbox="1024 1071 2252 1225" style="list-style-type: none"><li data-bbox="1024 1071 2252 1225">• <b>事業者を対象に、補助事業期間中に要する経費に対して補助金を交付することが可能です（公募要領P.9）</b> なお契約期間が補助事業期間を超える場合の補助対象経費は、按分等の方式により算出された当該補助事業期間分が対象となります。</li></ul>

\*1途中解約不能かつ、フルペイアウトのリース取引が該当します。

\*割賦販売についてはリース会社との共同申請の対象外です。

(共同申請)

**Q63. 一つの会社が、複数の拠点（工場、店舗等）で事業を展開している場合、個社として申請可能でしょうか。共同申請が必要でしょうか。**

A 63. 単一の法人が、例えば複数の地域に生産拠点や販売拠点、支店等を有している場合も、一つの事業計画となる場合には対象となります。なお、法人格が異なる場合には、共同申請が必要となります。

**Q64. 100億宣言を実施した複数社（2社,3社,4社…）でコンソーシアムを形成する場合であっても、売上高の合計額は100億円未満となりますか。**

A 64. 100億宣言を実施する、グループ企業でない異なる企業間でコンソーシアムを形成する場合は、その売上高の合計額は100億円を超えていても問題ありません。（図参照）

**Q65. グループ企業の傘下にある売上高10億未満の会社をコンソーシアムに含めることはできますか。また、同社（グループ傘下にある売上高10億未満の会社）において補助事業することはできますか。**

A 65. グループで100億宣言をされている場合、グループ傘下の売上高10億円未満の会社をコンソーシアムに含めて頂くことは可能です。当該売上高10億未満の会社の投資を補助することも可能ですが、参加企業の中で投資額5千万円以上の中小企業者を少なくとも1者以上含むことが必要です。（図参照）

**Q66. グループ全体で売上100億円を超える場合、売上100億円を超えない範囲でコンソーシアムを形成して、補助金を申請できますか。**

A 66. 企業グループ全体として売上高が既に100億円を超えている場合は対象外となります。

**Q67. 共同申請を行う場合の「資本関係にある企業グループ」の範囲を教えてください。**

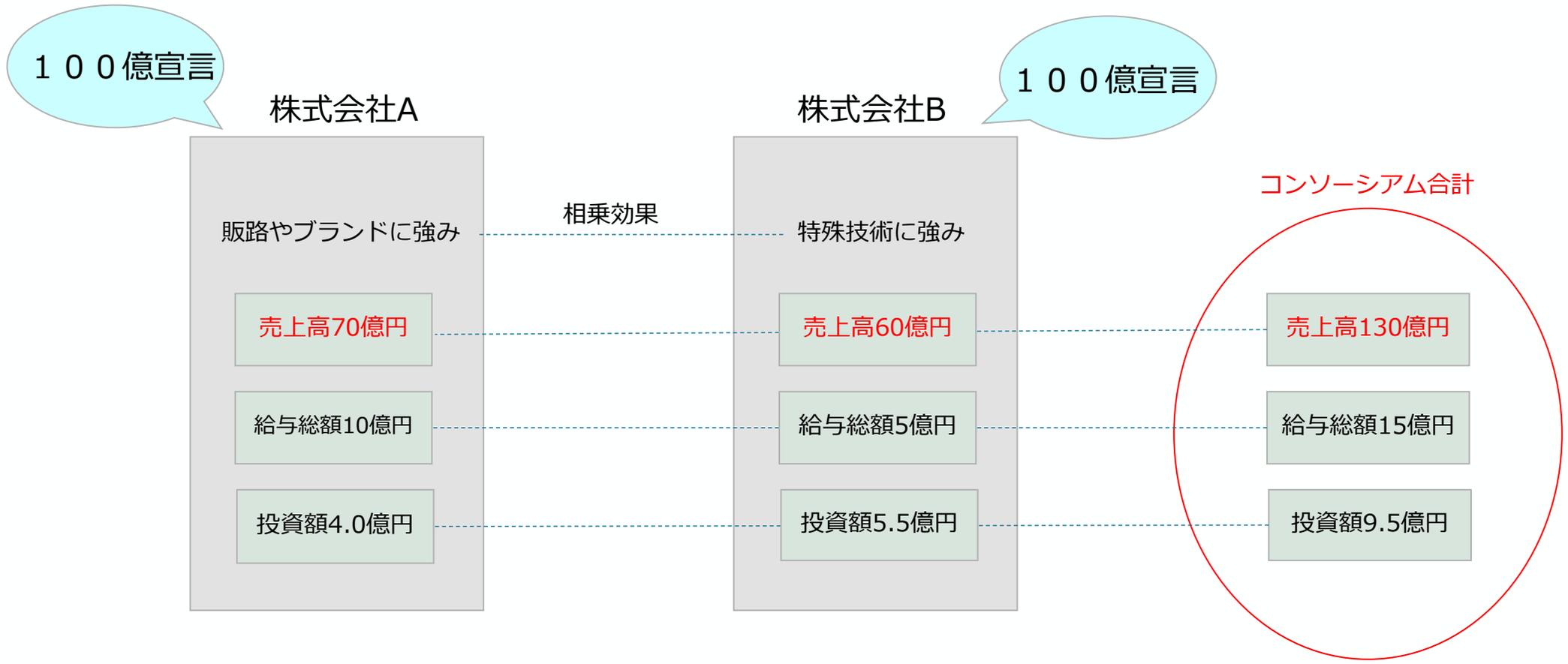
A67. 企業グループの範囲は、会社法で規定する子会社及び当該子会社の子会社（孫会社）となります。

※100億宣言を申請する際、企業グループの範囲が上記のとおり、設定されていることについての宣誓書を提出して頂きます。なお、補助金を申請する場合には、個々の支配関係について確認させて頂く場合がありますので、必要に応じて顧問税理士等にご相談頂くことをお勧めします。

**Q68. この事業のために特定目的会社（SPC）を設置など、売上がまだ立っていない法人が事業を行う場合に、親会社との共同申請は可能でしょうか。**

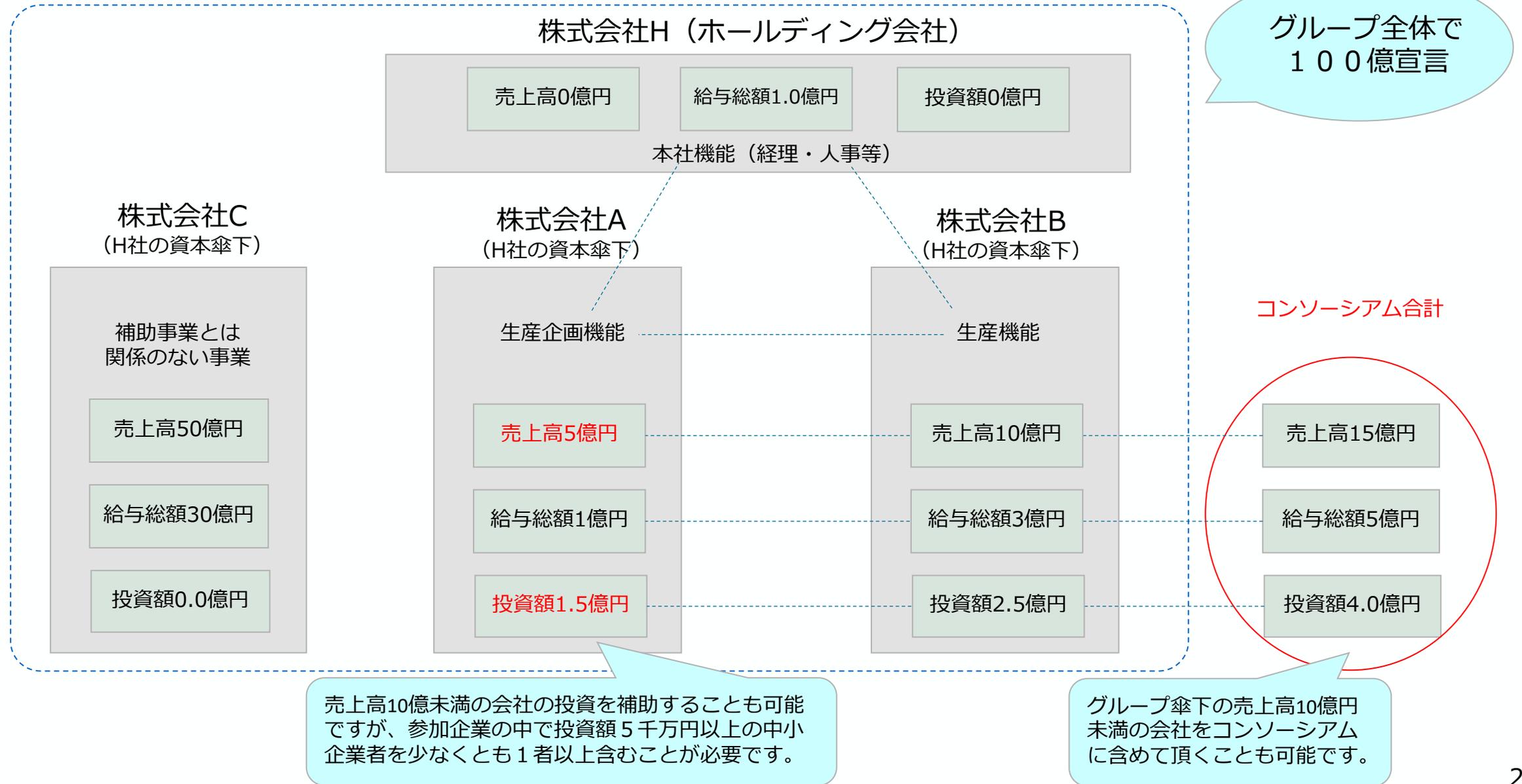
A68. 企業グループとして100億宣言を実施頂き、共同申請を行う場合には、売上高がまだない新設法人に補助を行うことも可能となります。

# Q64 : 100億宣言を実施した複数社でコンソーシアムを形成する場合（売上高合計が100億円を超える場合）



・ 100億宣言を実施する異なる企業間でコンソーシアムを形成する場合は、その売上高の合計額は100億円を超えていても問題ありません。

# Q65 : 企業グループに売上高10億未満の会社が含まれる場合の取扱い



(その他)

**Q69. 1次公募で交付決定を受けている事業者の、「みなし同一法人」であります。2次公募に申請することは可能でしょうか。(※新規追加)**

A69. 1次公募で交付決定を受けている事業者の「みなし同一法人」は2次公募に申請することはできません。共同申請の事業者も同様の扱いになります。(ただしリース会社を除きます)

**Q70. 直近決算期が12か月未満ですが、応募申請は可能でしょうか。(※新規追加)**

A70. 決算期間が12か月未満の場合、直近決算期および直近3期分の対象に含めません。直近3期分に期間が12か月未満の決算期を含む場合、詳細を事務局までお問い合わせください。

**Q71. 公募要領において、プレゼンテーション審査への同席は、「外部コンサルティング会社等の関係者が経営顧問などの形で同席することも認められません。」とありますが、当該関係者が役員として、相談役等を兼ねている場合も同席はできないのでしょうか。(※新規追加)**

A71. 会社法上の役員である場合、プレゼンテーション審査への同席は可能です。従業員の場合、社会保険料を申請事業者が負担していれば出席可能です。なお、申請者の役員及び従業員以外の出席が発覚した場合には、不採択又は交付決定の取消となる場合がございますのでご注意ください。

**Q72. 金融機関による確認書とプレゼンテーション審査への同席について、ファンドが代替することはできますか。(※新規追加)**

A72. 金融機関が投資計画を確認してプレゼンテーション審査に同席する趣旨は、金融機関は客観的立場から企業の財務状況を踏まえて資金供給等を行うなど、企業の信用力を補完することができる立場にあるためです。かかる観点から、経営権を有する可能性がある出資者の立場で代替していただくことはできません。  
なお、金融機関による確認書は、原則として1者分の提出のみ認められます。

**Q73. 1次公募と同様に、100億宣言を加速化補助金と同時に申請することは可能ですか。(※新規追加)**

A73. 2次公募では、補助金申請時に100億宣言が100億企業成長ポータルに公表されていることが必要となります。100億宣言の公表に係る手続は、通常2、3週間を要しますので、補助金申請を検討される場合は、お早めに100億宣言を進めて頂きますようお願い申し上げます。なお、申請内容に不備等がある場合にはさらに期間を要する場合がございますのでご注意ください。

(その他)

**Q74. 100億宣言が既に公表されていますが、2次公募への申請に当たり、宣言の変更を行う必要はありますか。また、変更を行わなかった場合、審査に影響はありますか。(※新規追加)**

A74. 加速化補助金におきましては、応募申請時に100億宣言が公表されていることが申請要件となります。したがって、宣言内容は必ずしも最新である必要はありませんが、会社の方針に重要な変更があり、加速化補助金の投資計画にも関係する場合には変更いただくことを推奨いたします。その場合、上記(A.73)のとおり更新には2、3週間を要しますので、お早めに手続きを進めていただきますようお願いいたします。変更を希望される方は100億宣言事務局までお問合せください。

**Q75. 応募申請以降、法人の吸収・合併等により、実施体制が変更になる場合、補助事業の継続は可能でしょうか。(※新規追加)**

A75. 応募申請日以降、特段の事情により実施体制が変更になるなど、要件を満たさない形となる可能性が生じた場合には速やかに事務局にご相談いただき、その指示に従ってください。なお、そうではない場合やこれに伴い補助事業の実施が明らかに困難であると判断される場合には交付決定の取消等となる可能性がありますのでご注意ください。

**Q76. 農業協同組合から出資を受けている中小企業者も補助対象となりますか。(※新規追加)**

A76. 農業協同組合から出資を受けている中小企業者についても基本的に対象となります。但し、公募要領P.6(不支給要件④)に記載のとおり、出資先の中小企業が行う補助事業が、農作物の加工や農作物を用いた料理の提供など、2次又は3次産業を行う場合は対象となりますが、1次産業の場合は対象外となりますので、ご注意ください。

# 改訂履歴

改訂日	Ver	頁	改定内容
2026/1/19	-	-	• 初版掲載
2026/3/2	1.1	11	• Q32.を追加

※ 誤字・脱字など、申請に直接影響しないと判断した修正については掲載いたしません。